

【人権腕だめし2013】【設問B】

No.	人権腕だめし 設問	【解答】
設問1	「パワーハラスメント（パワハラ）」とは、職場での上司による部下に対するいじめや行き過ぎた指導のことをいい、所謂「上下関係」のない同僚間でのいじめ等のハラスメントはパワハラではない。	1 はい 2 いいえ
設問2	部下に対する上司の指導について、部下が精神的・身体的苦痛を感じるような指導は、すべてパワハラである。	1 はい 2 いいえ
設問3	パワハラにより被害者が病気になった場合の責任は加害者にあり、会社は道義的責任は問われても法的な責任を負うことはない。	1 はい 2 いいえ